

組織再編税制の見直し(営業権の償却限度額の見直し)

1. 改正のポイント

営業権、資産調整勘定、負債調整勘定(以下、「営業権等」という。)について、改正前は取得年度の償却限度額の計算上、期の途中に取得した場合でも5年間の均等償却による期割計算で償却していたが、改正後は月割計算が行われる。

2. 改正の内容

(1) 営業権等の取得年度の償却限度額の計算

改正前は営業権等は5年間の均等償却とされ、計上額を60ヶ月で除した金額に当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の償却が行われ、期の途中の取得であったとしても1年決算法人であれば1年分の償却が行われていた。改正後は営業権等を取得した日から事業年度終了の日までの月数を乗じることによる月割計算が行われる。

また、所得税についても同様の改正が行われる。

営業権等	改正前	改正後
取得年度の償却限度額の計算方法	期割計算	月割計算

3. 計算例

3月決算法人の場合

×年	▼	
4/1	10/1	3/31
資産調整勘定 10,000千円 発生		

改正前	改正後
×年度償却限度額	×年度償却限度額
$10,000 \text{千円} \times 12 \text{ヶ月} / 60 \text{ヶ月}$ =2,000千円	$10,000 \text{千円} \times 6 \text{ヶ月} / 60 \text{ヶ月}$ =1,000千円

4. 適用時期

平成29年4月1日以降に行われる非適格合併等について適用する。